

豊浦町・洞爺湖町・壮瞥町・伊達市以外の医療機関 での予防接種の受け方（こどもの定期接種）

こどもの定期予防接種を、里帰りなどのやむを得ない事情により、**豊浦町・洞爺湖町・壮瞥町・伊達市以外の医療機関で接種する場合には**、事前に手続きを行い、豊浦町が発行する「予防接種依頼書」を医療機関又は市区町村等へ提出することで、予防接種を受けることができます。

接種費用は、いったん全額自己負担となり予防接種を受けた後に、払い戻し手続きが必要です。



「予防接種依頼書」について

「予防接種依頼書」とは、万が一定期予防接種により引き起こされた副反応により健康被害が生じた場合、豊浦町が救済措置を行うことを明確にしたものであり、豊浦町民が豊浦町・洞爺湖町・壮瞥町・伊達市以外で接種する場合必要になります。

接種前の手続きについて

【手続きにおける注意事項】

- ・必ず接種を受ける前に申請してください。
- ・書類の発行には、申請受付け後、約2週間程度かかります。郵送の時間もご考慮いただき、余裕をもってご連絡ください。
- ・予防接種依頼書の発行期限は原則7か月ですので、申請できる予防接種は、今後6か月以内に接種する予定のものとなります。6か月以上先の予防接種は後日申請してください。

1. 事前に以下の事項を確認してください。

- ① 接種を希望する医療機関に、『希望する予防接種が、予防接種依頼書があれば、接種可能かどうか』お問い合わせください。



- ② 接種を希望する医療機関のある市区町村の予防接種担当部署へ、下記の2点をご確認ください。

- ・ 予防接種依頼書の宛名
(市区町村長宛 / 医療機関宛)
- ・ 予防接種依頼書の提出先
(保護者が接種する市区町村担当部署へ提出 / 保護者が直接医療機関へ提出)



裏面もあります





2. 希望する医療機関、予防接種種類および接種月日等が決まりましたら、豊浦町保健センター（☎0142-82-3844）へご連絡ください。



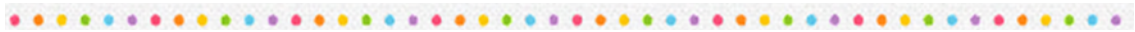
3. 必要事項を確認後、ご希望の送付先（滞在先等）へ、必要な書類をお送りします。

- ・「予防接種依頼書」「予診票（必要の場合）」「定期予防接種費用助成申請書（必要の場合）」



4. 予防接種依頼書等の書類が豊浦町から届いたら、豊浦町からの送付書類、母子健康手帳等を持参のうえ、事前に予約した医療機関で、予防接種を受けてください。

接種後の手続きについて



接種料の自己負担について

いったん全額自己負担となり、予防接種を受けた後に、下記の手続きが必要となります。

【払い戻し手続きの方法】

「定期予防接種費用助成申請書」に必要事項を記入し、下記の書類とともに、接種日から1年以内に申請してください。申請に基づき、約1か月後に指定口座に振り込みます。

（注）「予防接種依頼書」なしに接種した場合は、任意接種となり助成を受けることはできませんのでご注意ください。



【申請に必要な書類】

1. 定期予防接種費用助成申請書
2. 医療機関発行の領収書（原本）※ワクチン名の記載のあるもの
3. 振込先口座の名義・口座番号のわかる書類
4. 母子健康手帳

【お問い合わせ・申請先】

〒049-5411

豊浦町字東雲町 16 番地 1

豊浦町総合保健福祉施設 やまびこ

保健センター（☎0142-82-3844）